

**長門市公共施設等総合管理計画第3次アクションプラン策定支援業務
に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、長門市公共施設等総合管理計画第3次アクションプラン策定支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 業 務 名 長門市公共施設等総合管理計画第3次アクションプラン策定支援業務

(2) 内 容

別紙「長門市公共施設等総合管理計画第3次アクションプラン策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 2, 475, 000円

3 参加資格

参加者は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

(1) 次のア又はイに該当する者

ア 令和7・8・9年度の長門市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者

イ 上記に登載されていない者にあつては、速やかに参加資格審査申請の提出を監理管財課まで行い、契約締結までに発注者に上記ア同等の資格を有していると認められる者（様式については、長門市ホームページ「入札参加資格申請」－「申請受付について」参照）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 長門市物品等及び業務委託契約にかかる指名停止等の措置要綱（平成26年長門市要綱第20号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予が承認されている場合を除く。）

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施要領等の公表	令和7年6月23日（月）
質問の受付期間	令和7年6月24日（火）から 令和7年6月26日（木）17時必着
質問に対する回答	令和7年7月 1日（火）
参加意向申出書提出期限	令和7年7月 4日（金）17時必着
参加資格確認結果通知	令和7年7月 9日（水）
提案書等提出期限	令和7年7月22日（火）17時必着
プレゼンテーション	令和7年8月 1日（金）
選考結果通知・公表	令和7年8月上旬予定
契約締結	令和7年8月上旬予定

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

①参加意向申出書

- ア プロポーザル参加意向申出書【様式1】 1部
- イ 参加資格要件確認誓約書【様式2】 1部
- ウ 会社概要書【様式3】 1部
- エ 同種同業務実績調書【様式4】 1部

(2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）

(3) 提出期限 令和7年7月 4日（金）17時必着

(4) 提出先 長門市役所企画総務部監理管財課

6 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり【様式5】質

問書により事務局に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

(1) 質問の方法

【様式5】質問書により電子メール又はFAXで提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。また、電子メールの件名は「長門市第3次アクションプラン策定支援業務質問」とすること。

(2) 質問の受付期間

令和7年6月26日（木）17時00分まで（必着）

(3) 質問書の回答

令和7年7月 1日（火）15時00分以降に長門市公式ホームページに回答を記載し公表する。（回答の際は、質問者を特定できないようにします。）

(4) その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7 参加資格確認結果通知

申込みを行ったすべての事業者に対し、次のとおり結果を通知する。

(1) 通知日 令和7年7月 9日（水）に通知する。

(2) 通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式6）

イ 提案書（任意様式）

別紙「長門市公共施設等総合管理計画第3次アクションプラン策定支援業務提案評価基準」を参考に具体的な実施方法を記載すること。

①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは11ポイント以上とすること。

②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

③提出書類はA4縦長ファイルに綴じたもので、用紙の大きさはA4版又はA3版（A3版はA4版折込）とすること。

④提案書は、仕様書に基づいた内容を具体的に記載すること。

⑤提案者において追加したい事項がある場合には適宜の記載を認める。なお、提案にあたっては、仕様書に記載の仕様を満たすことを基本とするが、満たせない事項がある場合に理由及び代替え案を記載すること。

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 業務実施体制調書（様式7）

オ 配置予定者の経歴調書（様式8）

カ 価格提案書（任意見積書様式・要社印）

合計金額のほか、積算内訳を記載すること。

合計欄には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）

(3) 提出期限 令和7年7月22日（火）17時必着

(4) 提出先 長門市役所企画総務部監理管財課

(5) 提出部数

正本1部、副本4部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存）1部

電子データについては、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和7年8月 1日（金）

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

30分以内（提案内容の説明20分、ヒアリング10分）

(3) 出席者

3名以内（出席者は最小限とする）

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とする。

イ 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル）のみ本市が準備する。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を、別紙「長門市公共施設等総合管理計画第3次アクションプラン策定支援業務提案評価基準」に基づき、審査委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉権者として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

1 1 契約手続きについて

本業務の契約交渉候補者として選定された事業者と随意契約の交渉をおこなうものとする。

- (1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。
- (2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。
- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

1 2 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 書類提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。
- (5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、プロポーザル参加辞退届（様式9）を提出すること。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合は又は不備があった場合
 - ③実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
 - ⑤選定結果に影響を与えるような不正な行為又は不誠実な行為を行った場合
 - ⑥プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

⑦価格提案書の金額が、上限額を超過した場合

- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 本アクションプランに掲載する公共施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。その場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

1 3 提出・問い合わせ先

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所企画総務部監理管財課

TEL : 0 8 3 7 - 2 3 - 1 2 5 3

FAX : 0 8 3 7 - 2 2 - 4 5 4 5

E-mail : kanri.kanzai@city.nagato.lg.jp